

令和7年5月21日

港区道における道路の陥没について

令和7年5月21日（水曜）午前5時30分頃、港区新橋三丁目25番18号前の区道において、幅約1.2m、深さ約1.2mの道路陥没が発生しました。この陥没による負傷者等はいません。一時、清掃作業車の後部車輪が陥没にはまり動けなくなりましたが、現在はレッカー車によって移動されており、陥没部分以外の道路については安全を確認したうえで規制が解除されています。

当該陥没部分について、区職員及び東京都下水道局にて下水道管が露出するまで掘削するとともに、下水道管内部に下水道局職員が入り、管の外部及び内部を点検したところ、損傷はありませんでした。

港区では5年毎に、区が管理する2車線以上の道路について、レーダーによる空洞化調査を行っています。前回は令和6年度に調査を実施し、補修が必要な個所については速やかに補修を行っています。しかし、今回陥没が発生した道路は比較的幅員が狭く、調査の対象外となっていました。

区として、引き続き原因究明のための調査を進めるとともに、適切な対応に努めてまいります。